

第 1 回 定 例 会

令和 2 年度 予算案 関係 資料 (補 正)

茨 城 県

目 次

I	令和3年第1回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
II	令和2年度2月(最終)補正予算案の概要	
1	今回補正額	(3)
2	今回補正の主なもの	(3)
3	繰越明許費	(5)
4	一般会計補正予算款別内訳(歳入)	(6)
5	一般会計補正予算款別内訳(歳出)	(7)
6	特別会計補正予算	(8)
7	企業会計補正予算	(8)
III	債務負担行為一覧	(9)
IV	条例その他の議案の概要	(11)
V	報告事項	(17)

予 算 20件 (一般会計 1件 特別会計13件 企業会計 6件)

条例その他 18件 (条 例 4件 そ の 他14件)

報 告 1件 (専決処分 1件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和3年第1回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和2年度茨城県一般会計補正予算（第12号）
- 2 令和2年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和2年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和2年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和2年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 令和2年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和2年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 令和2年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 9 令和2年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第1号）
- 10 令和2年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 11 令和2年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 12 令和2年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 13 令和2年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 令和2年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 令和2年度茨城県病院事業会計補正予算（第3号）
- 16 令和2年度茨城県水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 令和2年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 18 令和2年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）
- 19 令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）
- 20 令和2年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

(条例その他)

- 1 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 2 茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例
- 3 茨城県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
- 4 茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例
- 5 県有財産の売却処分について（茨城中央工業団地（笠間地区）事業用地）
- 6 県有財産の売却処分について（阿見吉原地区業務施設用地）
- 7 県有財産の売却処分について（上河原崎・中西地区戸建住宅用地）
- 8 県が行う建設事業に対する市の負担額について
- 9 国及び県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 10 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 11 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について
- 12 権利の放棄について（県立医療大学付属病院の使用料）
- 13 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）
- 14 権利の放棄について（中小企業設備近代化資金貸付金等）
- 15 権利の放棄について（農業改良資金貸付金違約金）

- 16 権利の放棄について（林業・木材産業改善資金貸付金等）
- 17 権利の放棄について（県営住宅の使用料等）
- 18 権利の放棄について（県立中央病院の診療料等）

（報 告）

- 1 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について

Ⅱ 令和2年度2月（最終）補正予算案の概要

1 今回補正額

（単位：百万円）

区 分	現 計	補 正 額	補 正 後 計
一 般 会 計	1, 4 2 0, 0 0 5	▲ 9, 5 1 6	1, 4 1 0, 4 8 9
特 別 会 計	5 6 5, 5 6 3	1 1, 2 0 1	5 7 6, 7 6 4
企 業 会 計	1 1 1, 0 5 6	▲ 1, 4 3 3	1 0 9, 6 2 3
計	2, 0 9 6, 6 2 4	2 5 2	2, 0 9 6, 8 7 6

2 今回補正の主なもの

（歳 入）

（百万円）

- ・ 県税（法人事業税の減等） ▲ 8, 9 2 3
- ・ 地方消費税清算金（清算金収入の減） ▲ 9 7 0
- ・ 地方譲与税（特別法人事業譲与税の減等） ▲ 6, 2 3 4
- ・ 国庫支出金（国補正関連への対応に伴う増等） 2 1, 7 2 6
- ・ 繰入金（事業費の確定に伴う減等） ▲ 2 2, 3 6 3
- ・ 諸収入（中小企業融資資金貸付金の減等） ▲ 3 4, 7 9 1
- ・ 県債（国補正関連への対応に伴う増等） 3 9, 0 3 0
 - うち減収補填債等（県税収入の減への対応に伴う増） 1 9, 4 0 0

（歳 出）

（百万円）

① 国補正関連分

○ 公共事業の追加

- ・ 国補公共事業 【全会計 2 9, 0 6 7】 2 8, 4 5 2
（緊急輸送道路の整備や橋梁の老朽化対策、防波堤の整備、土地改良事業等）

○ 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

- 新 原子力災害対策事業 3 9 8
（U P Z 10km圏内の病院等が実施する放射線防護対策への支援）
- ・ 老人福祉施設整備事業 2 9 9
（特別養護老人ホーム等における非常用自家発電設備の整備や水害対策強化に対する補助）
- ・ 農業用ハウス強靱化緊急対策事業 2 6 0
（農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等に対する補助）

○ ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

- ・ 生活福祉資金貸付原資等助成事業 1 0, 9 1 7
（生活福祉資金の貸付原資及び債権管理に係る事務費に対する補助）

新 福祉マンパワー確保推進事業 (介護福祉士養成のための修学資金貸付原資に対する補助)	3 1 0
新 畜産競争力強化対策事業 (生産基盤の強化や収益性の向上を目的に行う畜舎等の施設整備に対する補助)	1, 1 8 9
新 担い手確保・経営強化支援事業 (農地中間管理機構を活用している地域における農業用機械・施設導入に対する補助)	2 3 8
新 スマート専門高校設備整備事業 (専門高校におけるデジタル化対応装置等の整備)	8 4 5
・ 高等学校等における奨学給付金関連事業 (低所得世帯を対象とする奨学給付金の増額)	2 4 9
・ 県立学校先端技術活用教育推進事業 (県立学校における低所得世帯の生徒へ貸与する端末等の購入)	4 5 2

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策

新 県立学校教育活動継続支援事業 (県立学校における感染症対策等の実施)	2 8 0
---	-------

② 国補正関連分以外の事業

○ 新型コロナウイルス感染症対策関連

新 営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金 (県の営業時間短縮要請等により影響を受けた事業者に対する一時金の支給)	2, 1 7 4
・ 新型コロナウイルス感染症対策医療従事者応援金 (感染拡大による入院患者見込みの増に伴う増)	9 2 5
・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金積立金 (後年度の利子補給及び信用保証料助成分の基金積立)	1, 1 9 4

○ その他

・ 国補公共事業(当初分) (国内示額確定等に伴う増)	【全会計 1 0, 9 8 9】	1 1, 7 8 9
・ 中小企業融資資金貸付金(企業向け融資の実績による減)	▲	2 4, 9 3 2
・ 人件費(給与改定等による減)	▲	4, 5 2 7
・ 公債費(利子の支払い等の実績による減)	▲	2, 4 3 4

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金（実績による減） ▲ 3, 1 2 2
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業（実績による減） ▲ 2, 0 0 5
- ・ 感染症予防医療法施行事業（設備整備補助金等の実績による減） ▲ 2, 6 4 6
- ・ 企業誘致活動強化事業（企業向け補助金の実績による減） ▲ 4, 4 2 6
- ・ 工場立地促進融資資金貸付金（企業向け融資の実績による減） ▲ 2, 9 6 5
- ・ いばらきの産地パワーアップ事業（補助金の実績による減） ▲ 1, 2 5 8
- ・ 農業園芸共同利用施設整備事業（補助金の実績による減） ▲ 1, 0 6 3

3 繰越明許費

（単位：百万円）

区 分	R 1→R 2	R 2→R 3	増 減 額	増 減 率
一般会計	1 4 1, 7 6 6	1 4 0, 0 8 7	▲ 1, 6 7 9	▲ 1. 2%
特別会計	7, 1 0 4	4, 0 3 9	▲ 3, 0 6 5	▲ 4 3. 1%

<参考> 新型コロナウイルス感染症対策関連予算の規模

（単位：百万円）

区 分	R1-3月 A	R2現計 B	今回補正予算 C	合計 A+B+C	(参考) R3当初
一般会計	8 2 6	2 5 2, 4 2 0	▲ 1, 9 6 0	2 5 1, 2 8 6	1 6 2, 0 8 2
特別会計	—	2	—	2	—
企業会計	—	6 7	1 7 9	2 4 6	2 1 5
合 計	8 2 6	2 5 2, 4 8 9	▲ 1, 7 8 1	2 5 1, 5 3 4	1 6 2, 2 9 7

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県 税	386,701	▲8,923	377,778
地方消費税清算金	124,465	▲971	123,494
地方譲与税	51,566	▲6,234	45,332
地方特例交付金	1,938	325	2,263
地方交付税	189,802	628	190,430
交通安全対策特別交付金	754	16	770
分担金及び負担金	8,739	496	9,235
使用料及び手数料	17,813	▲813	17,000
国庫支出金	289,088	21,726	310,814
財産収入	1,690	112	1,802
寄附金	67	473	540
繰入金	39,521	▲22,363	17,158
繰越金	5,000	1,773	6,773
諸収入	180,725	▲34,791	145,934
県 債	122,136	39,030	161,166
計	1,420,005	▲9,516	1,410,489

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,642	▲60	1,582
総務費	37,136	8,065	45,201
企画開発費	16,568	▲86	16,482
生活環境費	10,655	▲1,035	9,620
保健福祉費	322,474	▲1,135	321,339
労働費	2,753	▲386	2,367
農林水産業費	50,402	▲4,503	45,899
商工費	213,816	▲37,745	176,071
土木費	120,401	36,363	156,764
警察費	64,158	▲1,088	63,070
教育費	282,735	▲6,888	275,847
災害復旧費	813	▲569	244
公債費	147,238	▲2,472	144,766
諸支出金	146,214	2,023	148,237
予備費	3,000	—	3,000
計	1,420,005	▲9,516	1,410,489

6 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
競 輪 事 業	12,716	1,421	14,137
公 債 管 理	181,321	4,077	185,398
市 町 村 振 興 資 金	981	710	1,691
鹿島臨海工業地帯造成事業	4,212	▲258	3,954
県立医療大学付属病院	3,097	▲122	2,975
国 民 健 康 保 険	244,548	16,174	260,722
母子・父子・寡婦福祉資金	170	44	214
中 小 企 業 事 業 資 金	32,630	▲1,864	30,766
農 業 改 良 資 金	64	344	408
林業・木材産業改善資金	92	56	148
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	72	249	321
港 湾 事 業	11,619	▲565	11,054
都市計画事業土地区画整理事業	74,041	▲9,065	64,976
計	565,563	11,201	576,764

7 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
病 院 事 業	29,519	1	29,520
水 道 事 業	31,170	▲999	30,171
工 業 用 水 道 事 業	21,121	▲1,255	19,866
地 域 振 興 事 業	305	▲89	216
鹿島臨海都市計画下水道事業	5,038	262	5,300
流 域 下 水 道 事 業	23,903	647	24,550
計	111,056	▲1,433	109,623

Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]
(変更)

事 項		事 業 内 容	期 間	限 度 額
新分野進出等支援 融資損失補償	変更前	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	96,000千円
	変更後	同 上	同 上	4,000千円
パワーアップ 融資損失補償	変更前	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	372,000千円
	変更後	同 上	同 上	302,000千円
パワーアップ 融資損失補償	変更前	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和14年度	301,000千円
	変更後	同 上	同 上	1,043,000千円
新型コロナウイルス 感染症対策利子補給	変更前	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和6年度	2,154,804千円
	変更後	同 上	自 令和3年度 至 令和5年度	2,309,080千円
新型コロナウイルス 感染症対策 融資損失補償	変更前	新型コロナウイルス感染症対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	6,272,000千円
	変更後	同 上	同 上	5,152,000千円
新型コロナウイルス 感染症対応資金 利子補給	変更前	茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和6年度	21,760,000千円
	変更後	同 上	自 令和3年度 至 令和5年度	13,066,667千円

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
野菜価格安定対策 事業費補助	変更前 公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和2年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和2年度 至 令和3年度	139,112千円
	変更後 同 上	同 上	222,376千円
公益社団法人 茨城県農林振興公社 事業資金借入金 損失補償	変更前 公益社団法人全国農地保有合理化協会及び金融機関が公益社団法人茨城県農林振興公社に対し、事業資金を融資し、当該資金に損失を生じたときは、県が補償する旨の契約を当該協会及び当該金融機関と締結する。	昭和46年度以降	400,000千円
	変更後 同 上	同 上	500,000千円
国営霞ヶ浦用水 (二期)土地改良 事業負担金	変更前 土地改良法に基づき、国営霞ヶ浦用水(二期)土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 令和2年度 至 令和3年度	145,817千円
	変更後 同 上	令和3年度	46,929千円
国営那珂川沿岸 土地改良事業負担金	変更前 土地改良法に基づき、国営那珂川沿岸土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 令和2年度 至 令和13年度	2,546,812千円
	変更後 同 上	自 令和3年度 至 令和14年度	2,661,648千円
茨城県道路公社 事業資金借入金 債務保証	変更前 国及び金融機関の茨城県道路公社に対する事業運営資金及び建設事業資金の融資について、県がその債務を保証する旨の契約を当該機関と締結する。	昭和46年度以降	720,000千円
	変更後 同 上	同 上	530,000千円

IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(財政課、政策調整課、福祉指導課)</p> <p>茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例</p> <p>茨城県災害ボランティア活動支援基金を設置する等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置 災害ボランティア活動を支援するための事業に要する経費に充てるため茨城県災害ボランティア活動支援基金を設置 2 茨城県東日本大震災復興基金の廃止 基金を全額活用したことに伴う茨城県東日本大震災復興基金の廃止 <p style="text-align: right;">(施行日 令和3年3月31日外)</p>
<p>(計画推進課)</p> <p>茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るため、茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金を設置しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置目的 新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生の推進 2 積立額 国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち知事が必要と認めた額 3 設置期限 令和8年3月31日まで <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>
<p>(オリンピック・パラリンピック課)</p> <p>茨城県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心な運営を確保するため、茨城県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置目的 県内のホストタウン及び事前キャンプ地における新型コロナウイルス感染症対策の実施 2 積立額 国から交付を受けたホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金の額 3 設置期限 令和4年3月31日 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容
<p>(子ども未来課) 茨城県健やか子ども基金条例の一部を改正する条例</p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>基金事業の実施期間の延長 平成33年(令和3年)3月31日まで → 令和6年3月31日まで(3年間)</p> <p>(参考) 基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的 安心して子育てができる環境の整備及び妊婦に対する健康診査の拡充 ・積立額 国から交付を受けた子育て支援対策臨時特例交付金の額等 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>
<p>(立地整備課) 県有財産の売却処分について</p> <p>事業用地として、笠間市柏井812番1の一部の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠間市柏井812番1の一部 ・土地 39,734.00㎡ <p>(2) 売却予定価格 663,557,800円</p> <p>(3) 売却処分先 兵庫県三木市末広3丁目11番31号 株式会社藤原産業ホールディングス 代表取締役 藤原 慶三</p>
<p>(宅地整備販売課) 県有財産の売却処分について</p> <p>業務施設の建設用地として、稲敷郡阿見町よしわら二丁目27番6ほか2筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲敷郡阿見町よしわら二丁目27番6ほか2筆 ・土地 103,960.23㎡ <p>(2) 売却予定価格 2,599,006,000円</p> <p>(3) 売却処分先 東京都江戸川区中央一丁目3番5号 ネグロス電工株式会社 代表取締役 菅谷 三樹生</p>

議 案	内 容																				
<p>(宅地整備販売課)</p> <p>県有財産の売却処分について</p> <p>戸建住宅の建設用地として、つくば市上河原崎字東原7番17ほか63筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市上河原崎字東原7番17ほか63筆 ・土地 36,871.00㎡ <p>(2)売却予定価格 650,310,000円</p> <p>(3)売却処分先 水戸市笠原町600番地62 上河原崎・中西地区住宅事業者向け土地分譲事業共同企業連合体 代表 茨城セキスイハイム株式会社 代表取締役 寺内 勝</p>																				
<p>(水産振興課)</p> <p>県が行う建設事業に対する市の負担額について</p> <p>令和2年度において県が行う漁港事業に対する市の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法第27条の規定に基づく市の負担額の変更 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="638 952 1417 1032"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港事業</td> <td>115,850</td> <td>150,963</td> <td>日立市外3市</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	漁港事業	115,850	150,963	日立市外3市												
事業名	変更前	変更後	備 考																		
漁港事業	115,850	150,963	日立市外3市																		
<p>(農地整備課)</p> <p>国及び県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について</p> <p>令和2年度において国及び県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法第27条、土地改良法第90条及び第91条の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="643 1321 1417 1482"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 営</td> <td>-</td> <td>33,625</td> <td>水戸市外7市町村</td> </tr> <tr> <td>県 営</td> <td>716,543</td> <td>1,067,887</td> <td>水戸市外33市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>716,543</td> <td>1,101,512</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	国 営	-	33,625	水戸市外7市町村	県 営	716,543	1,067,887	水戸市外33市町村	計	716,543	1,101,512					
事業名	変更前	変更後	備 考																		
国 営	-	33,625	水戸市外7市町村																		
県 営	716,543	1,067,887	水戸市外33市町村																		
計	716,543	1,101,512																			
<p>(監理課)</p> <p>県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</p> <p>令和2年度において県が行う河川、港湾及び下水道事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法第27条及び下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="638 1729 1417 1930"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>59,450</td> <td>81,750</td> <td>日立市ほか8市</td> </tr> <tr> <td>港湾事業</td> <td>235,800</td> <td>188,299</td> <td>日立市ほか2市村</td> </tr> <tr> <td>下水道事業</td> <td>813,170</td> <td>898,101</td> <td>水戸市ほか29市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,108,420</td> <td>1,168,150</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	河川事業	59,450	81,750	日立市ほか8市	港湾事業	235,800	188,299	日立市ほか2市村	下水道事業	813,170	898,101	水戸市ほか29市町村	計	1,108,420	1,168,150	
事業名	変更前	変更後	備 考																		
河川事業	59,450	81,750	日立市ほか8市																		
港湾事業	235,800	188,299	日立市ほか2市村																		
下水道事業	813,170	898,101	水戸市ほか29市町村																		
計	1,108,420	1,168,150																			

議 案	内 容																																				
<p>(下水道課)</p> <p>霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について</p> <p>令和2年度において県が行う霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>・下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="638 392 1417 810"> <thead> <tr> <th>流域下水道名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦常南</td> <td>1,954,375</td> <td>2,067,452</td> <td>龍ヶ崎市外5市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦湖北</td> <td>1,801,790</td> <td>1,894,526</td> <td>土浦市外4市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦水郷</td> <td>291,577</td> <td>302,445</td> <td>潮来市外1市</td> </tr> <tr> <td>那珂久慈</td> <td>1,948,595</td> <td>2,017,730</td> <td>水戸市外8市町村、 ひたちなか・東海広域事務組合</td> </tr> <tr> <td>利根左岸さしま</td> <td>360,503</td> <td>423,280</td> <td>古河市外2市町</td> </tr> <tr> <td>鬼怒小貝</td> <td>379,065</td> <td>381,541</td> <td>下妻市外3市町</td> </tr> <tr> <td>小貝川東部</td> <td>345,475</td> <td>296,095</td> <td>下妻市外3市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,081,380</td> <td>7,383,069</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域下水道名	変更前	変更後	備 考	霞ヶ浦常南	1,954,375	2,067,452	龍ヶ崎市外5市町	霞ヶ浦湖北	1,801,790	1,894,526	土浦市外4市町	霞ヶ浦水郷	291,577	302,445	潮来市外1市	那珂久慈	1,948,595	2,017,730	水戸市外8市町村、 ひたちなか・東海広域事務組合	利根左岸さしま	360,503	423,280	古河市外2市町	鬼怒小貝	379,065	381,541	下妻市外3市町	小貝川東部	345,475	296,095	下妻市外3市	計	7,081,380	7,383,069	
流域下水道名	変更前	変更後	備 考																																		
霞ヶ浦常南	1,954,375	2,067,452	龍ヶ崎市外5市町																																		
霞ヶ浦湖北	1,801,790	1,894,526	土浦市外4市町																																		
霞ヶ浦水郷	291,577	302,445	潮来市外1市																																		
那珂久慈	1,948,595	2,017,730	水戸市外8市町村、 ひたちなか・東海広域事務組合																																		
利根左岸さしま	360,503	423,280	古河市外2市町																																		
鬼怒小貝	379,065	381,541	下妻市外3市町																																		
小貝川東部	345,475	296,095	下妻市外3市																																		
計	7,081,380	7,383,069																																			
<p>(厚生総務課)</p> <p>権利の放棄について</p> <p>時効の到来した県立医療大学付属病院の使用料のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 県立医療大学付属病院の使用料に係る債権計3件</p> <p>(2)放棄する金額 4,289,910円</p> <p>(3)債 務 者 静岡県三島市谷田(小山)50番地の1 グラ ンドソレーユ304 富山 多美子 外2者</p> <p>(4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>																																				
<p>(青少年家庭課)</p> <p>権利の放棄について</p> <p>時効の到来した母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に係る債権計2件</p> <p>(2)放棄する金額 2,162,432円及び違約金</p> <p>(3)債 務 者 土浦市都和二丁目1番14-405号 県営都和 アパート 富永 雪子 外1者</p> <p>(4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>																																				

議 案	内 容
<p>(産業政策課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した中小企業設備近代化資金貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 中小企業設備近代化資金貸付金等に係る債権計23件</p> <p>(2)放棄する金額 63,483,942円及び遅延損害金</p> <p>(3)債 務 者 日立市十王町友部1866番地 十王炭鉱株式会社 外22者</p> <p>(4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>
<p>(農業経営課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した農業改良資金貸付金違約金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 農業改良資金貸付金違約金に係る債権計1件</p> <p>(2)放棄する金額 9,743,504円</p> <p>(3)債 務 者 鹿嶋市大字角折2264番地7 中村 昭男</p> <p>(4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>
<p>(林政課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した林業・木材産業改善資金貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 林業・木材産業改善資金貸付金等に係る債権計3件</p> <p>(2)放棄する金額 4,798,498円及び違約金</p> <p>(3)債 務 者 水戸市下入野町1961番地の4 有限会社 茨城きのこ産業 外2者</p> <p>(4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>
<p>(住宅課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した県営住宅の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 県営住宅の使用料等に係る債権 計26件</p> <p>(2)放棄する金額 24,707,858円</p> <p>(3)債 務 者 ひたちなか市稲田981番地1 稲田アパート5-302 金沢 俊弥 外19者</p> <p>(4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>

議 案	内 容
<p>(経営管理課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した県立中央病院の診療料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 県立中央病院の診療料等に係る債権 計7件 (2)放棄する金額 8,144,217円 (3)債 務 者 水戸市内原町1463番地25 佐川 利秋 外6者 (4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>

V 報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容
<p>(道路維持課) 損害賠償の額の決定について (令和3年1月26日専決処分)</p> <p>国道上で発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和2年10月10日(土)午後7時頃 (2) 事故発生場所 古河市下辺見1955番地地先(国道354号) (3) 事故概要 普通乗用自動車は国道を走行中、道路上の穴に落輪し、同車両を破損した事故 (4) 損害賠償額 607,838円 (全額、東京海上日動火災保険株式会社からの支払)</p>
<p>(道路維持課) 損害賠償の額の決定について (令和3年1月29日専決処分)</p> <p>県道上等で発生した自動車破損等事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和2年1月23日(木)午前8時30分頃 (2) 事故発生場所 猿島郡境町大字山崎584番地1敷地内及び同地先(県道若境線) (3) 事故概要 普通貨物自動車は県道を走行中、道路側溝のグレーチング蓋を跳ね上げ、同車両を破損するとともに、飛散した軽油が道路沿いの敷地に駐車していた普通乗用自動車を汚損した事故 (4) 損害賠償額 500,009円 (全額、東京海上日動火災保険株式会社からの支払)</p>
<p>(義務教育課) 損害賠償の額の決定について (令和3年2月8日専決処分)</p> <p>市町村立中学校事務職員の懲戒免職処分の取消しに伴う未払給与の支払の遅延について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 相手方 市町村立中学校事務職員 (2) 事件の概要 懲戒免職処分取消しに伴い支払われた未払給与の支払に当たり、遅延の損害を与えた。 (3) 懲戒免職処分取消期間 平成30年7月26日～令和2年6月25日 (4) 損害賠償額 625,576円</p>